

指標 16.9.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 16.9.1 5歳以下の子供で、行政機関に出生登録されたものの割合（年齢別）

ターゲット 16.9 2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。

ゴール 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

定義及び根拠

- 定義
過去5年における出生届の件数を基とした子供の数のうち、出生届の件数の割合。
- 概念
出生届は、出生があったときに行わなければならない市区町村長に対する届出であり、この届出に基づき日本国籍を有する者について、戸籍を作成することとなる。
- 根拠及び解釈
戸籍法により出生届の届出が義務付けられており、出生届に基づき作られた戸籍によって、日本国籍を有する者の親族的身分関係を公証することとなるため。

データソース及び収集方法

戸籍統計

算出方法及びその他の方法論的考察

- 算出方法
$$\text{過去5年における出生届の件数} / \text{過去5年における出生届の件数} \times 100$$
- コメントと限界
出生届の届出は戸籍法において義務付けられているほか、日本においては出生した者について出生届を届出しなければならないことは広く認識されている。

また、適法な出生届は全て受理されることから、子供の数は出生届の件数を基とされている。

データの詳細集計

なし

参考

http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_koseki.html

データ提供府省

法務省（国連統計部）

関連政策府省

法務省

担当国際機関

国連統計部（UNSD）、国連児童基金（UNICEF）